

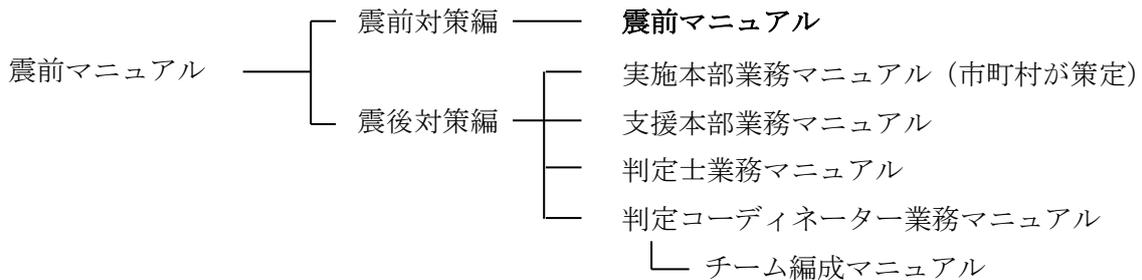
震前対策編

1. 震前マニュアル

第1 目 的

このマニュアルは、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定士の養成、判定に関する計画の作成及び判定資機材の備蓄等を震前に、市町村（実施本部）及び熊本県（支援本部）が準備すべき基本的事項について定めたものである。

《被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成》



第2 震 前 対 策

1. 支援体制の確立

(1) 県は、熊本県被災建築物応急危険度判定要項第4第2項に定めた地震（震度6弱）が発生した場合には、以下により支援を行う。

支援本部：熊本県土木部建築住宅局建築課

支援本部長：建築課長

支援担当班：建築課安全推進班

(2) 県は、各市町村における応急危険度判定担当部署及び、幹事県担当部署との連絡網を整備する。（資1、P36参照）

2. 震前支援計画の作成（地震による被災建築物等の想定）

県は、地震による被害想定等に基づき、判定実施のため必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 建築物被害棟数は熊本県地域防災計画（熊本県防災会議：令和元年度修正）に基づき、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型の地震による半壊棟数82,300棟を最大の被害棟数とし、判定を行う棟数は津波被害を除いた42,300棟とする。（平成28年熊本地震の判定件数は57,570件）

(2) 実施本部への応援判定コーディネーター及び応援本部員が必要な場合、必要となる実施本部を所管する広域本部（天草広域本部管内は県央広域本部が所管するものとする。）の建築担当職員、又は県内市町村職員による支援を行う。

(3) 判定に用いる資材は、市町村の備蓄リストを参考としながら、判定士機材備蓄リスト（資2、P37参照）により支援を行う。

(4) 発災時における判定支援計画の決定または変更について、広域支援本部、国土交通省への報告については、支援要請様式（P52参照）により行う。

- (5) 県は、各実施本部で判定士等の参集場所、宿泊所、移送手段を調達できない場合、防災所管部局と連携しながら、以下により支援を行う。
- ① 参集場所：応急危険度判定士の参集場所及び宿泊施設候補地一覧（P 5 6 参照）に定めた集合場所。
 - ② 宿 泊 所：応急危険度判定士の参集場所及び宿泊施設候補地一覧（P 5 6 参照）に定めた宿泊所。
 - ③ 移送方法：徒歩あるいは自転車等とし、宿泊所、一時参集場所、判定地区が遠隔地となる場合、鉄道、バス、公用車、自家用車等により移送を行う。また、放置自転車等及びバス等の協定を活用した移送計画について、検討を行う。
- (6) 要判定地区として定めた区域に災害拠点となる施設や避難所、病院等（以下、災害拠点施設等）がある場合には、以下のとおりとする。
- ① 判定建築物：市町村及び県防災部局（災害拠点等）、医療部局（医療拠点、大型病院）との協議により確定する。
 - ② 構成員：実施本部あるいは支援本部は、災害拠点施設等の判定を行う判定コーディネーターを 1 人決定する。
チームは 1 チーム原則 3 人とし、構造を専門とした建築士により構成する。班は、少なくとも 3 班体制（判定士 9 名）の確保を行う。
 - ③ 移送方法：移動距離を勘案し、優先して公用車及び自家用車により移送を行う。
 - ④ 集合場所、宿泊所については他の判定士と同様とする。
- (7) 要判定地域として定めた区域に以下の施設等がある場合には、判定時期を考慮する。
- ① 要緊急安全確認大規模建築物
 - ② 耐震改修促進計画に位置付けられた特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条各項に該当する建築物）
- ※危険物の貯蔵等を行う建築物については判定士の安全を考慮する。

3. 判定士受け入れ体制の確立

県は、応援都道府県等からの応援判定士の受け入れについては、第 2 第 2 項（5）により集合場所、宿泊所、移送方法等の検討を行う。

4. 判定士の養成・登録・名簿作成

- (1) 県は、熊本県地域防災計画に基づき、「熊本県被災建築物応急危険度判定士」を養成し、登録する。
- (2) 県は、熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項第 1 1 条に基づき、講習会を開催し、判定士の認定・台帳登録を行い、その名簿を作成する。
- (3) 判定士の目標登録者数は 1,500 人とする。
令和元年 12 月末現在で判定士数は 1,572 人であり、目標を達成している。

※熊本地震の際には 51 日間にわたる判定により 6,819 人（県内 1,215 人、県外

5,604人)の判定士を要している。

〈算定根拠〉

布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型の地震による半壊棟数82,300棟から津波による被害を除いた43,300棟を全て判定すると想定。

- ・判定方法はオペレーションA。
- ・2人1組、1日1組あたり平均15棟判定、10日間で完了と仮定。
(被災建築物応急危険度判定必携より)

$$\frac{43,300 \text{ 棟}}{15 \text{ 棟/組} \times 10 \text{ 日}} \times 2 \text{ 人} \approx 580 \text{ 人/日}$$

- ・判定士の稼働日数を3日間程度と仮定。

第1期(1~3日目):580人

第2期(4~6日目):580人

第3期(7~10日目):各期の約2割が再稼働と想定(240人)

340人

計 1,500人(熊本県目標登録者数)

オペレーションA:判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施。

オペレーションB:所有者等の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定の実施

5. 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成

- (1) 県は、判定を円滑に実施するため、行政職員等からなる判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。
- (2) 判定コーディネーターの目標登録者数は50人とする。
※目標登録判定士の1/100以上かつ市町村に1人以上配置する。
令和元年12月末現在でコーディネーター数は82人であり、38市町村においては1人以上のコーディネーターが在籍している。
- (3) 県は、判定士と同様に判定コーディネーターの名簿を作成、保管し、市町村に情報提供を行う。

6. 判定計画班員の能力向上

県は、判定を円滑に実施するため、市区町村の行政職員からなる実施本部判定計画班員の能力向上のための講習会等を開催する。

7. 判定技術・運営体制の維持・向上

県は、判定を円滑に実施するため、判定士に対する判定技術等の能力向上に関する

講習、訓練等を行う。

8. 情報交換

県と市町村、近隣ブロック協議会、全国協議会、及び国土交通省との支援依頼等には、確実に意思伝達が行われるよう様式を定める。(全国共通様式)

9. 判定士等の災害補償

県等は、判定活動等のために、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を活用するものとする。

【補償制度における保険金額の概要】

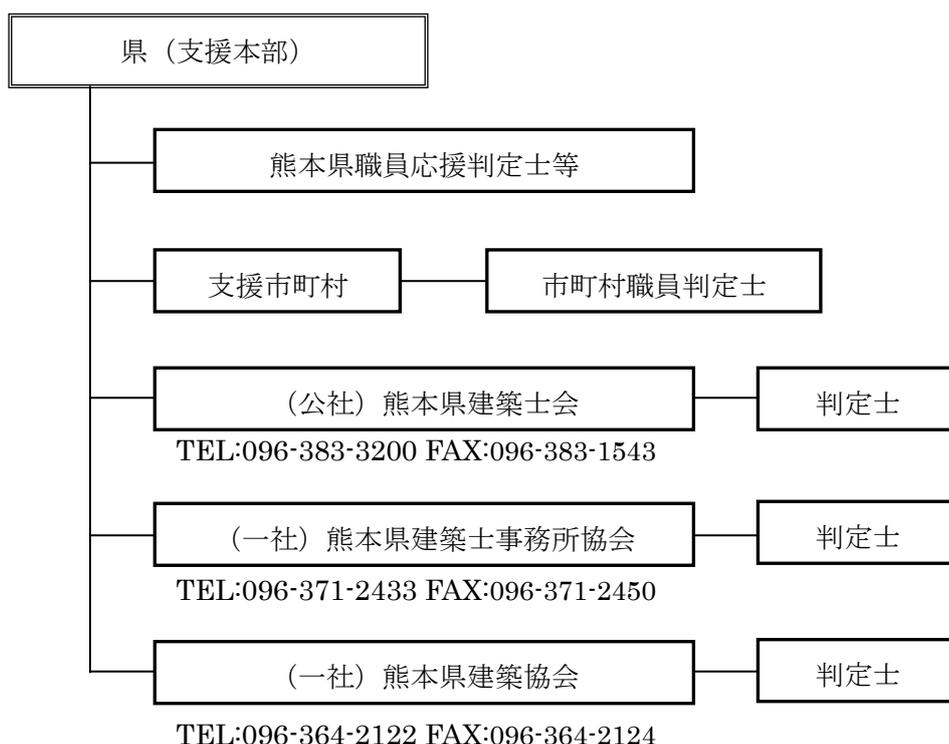
死亡	2,000万円/人
後遺障害	2,000万円/人(上限)
入院	5,000円/人、通院3,000円/人(日額)
施設賠償額	1件当たり、対人対物あわせて1億円を限度

10. 判定士等への情報連絡システム

県は、判定実施主体が判定実施を決定した後、直ちに判定士等に参集要請する必要があるため、判定活動を早急に開始するために必要な情報連絡システムを以下のとおりとする。

(1) 判定士に対する情報連絡システムの確立

県は、判定士の参集等を要請するため、(公社)熊本県建築士会、(一社)熊本県建築士事務所協会、(一社)熊本県建築協会に協力の要請を行う。支援要請様式(P52参照)



(2) 登録名簿の管理

県等は、登録された判定士及び判定コーディネーターの個人情報の管理に留意するとともに、登録名簿は常に最新の内容とするよう管理する。また、連絡体制を確立するために、必要とする範囲で（公社）熊本県建築士会、（一社）熊本県建築士事務所協会、（一社）熊本県建築協会に判定士名簿を提供する。

なお、留意点については以下のとおり。

- | | |
|-----|-------------------------|
| i | 登録者名簿の迅速な検索、参集等のシステムの構築 |
| ii | 登録者名簿の更新システムの構築 |
| iii | 個人情報の保護 |

1 1. 判定資器材の備蓄

県は、市町村と協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行い判定士機材備蓄リスト（資2、P37参照）により管理し、定期的に更新を行う。

1 2. 周辺都道府県との相互支援体制の確保

大規模災害時においては、周辺都道府県からの支援に負うことが大きいことから、県は、判定の相互支援に関する事項について協議を進める。

(1) 相互支援に関する協議会等の設置

判定の相互支援に関する必要な事項について協議を進めるため、周辺都道府県との協議会等を設置する。

(2) 相互支援体制の確立のため防災所管部局等との協議

相互支援体制の確立のため、応援要請の方法、応援受け入れ体制並びに費用の負担等について、防災所管部局等との協議を進める。

(3) 参集場所の設置

県内に1次参集場所の確保が難しい場合を想定し、周辺都道府県に参集場所を設置して応援判定士等の受入れをすることに関する支援について協議を進める。

1 3. 市町村との協議

県は、判定を円滑に行うため、判定実施に関し必要な事項について市町村と協議を行う。また、市町村は、地域の実情に沿う判定の実施を可能とするため、県と建築関係団体との協議を踏まえ、市町村管内に在住在勤する建築士等との連携が図れるよう体制整備を進める。

1 4. 判定制度のPR

県は、判定に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、判定制度について普及、啓発を行い、市町村職員、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。このため、県HP及びPR用パンフレット（資6、P42参照）により普及を行う。

大地震後に命を守る 被災建築物 応急危険度判定制度

1 被災建築物応急危険度判定制度とは？

応急危険度判定は、大地震の発生後、余震などによる建築物の倒壊、部材の落下などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とし、応急危険度判定士により判定をおこなう制度のことです。

2 判定結果はどのように表示されますか？



「調査済」緑

この建築物は使用可能です。



「要注意」黄

この建築物に立ち入る場合は十分に注意してください。



「危険」赤

この建築物に立ち入るとは危険です。

判定結果は、建築物の見やすい場所に判定ステッカー（危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）の色紙）で表示され、居住者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供を行います。

また、判定ステッカーには判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明および二次災害防止のための処遇についても記載します。

応急危険度判定はあくまで二次災害を防止する目的で行われるため、その執行される「り災証明のための調査」や「被災度区分判定」などは、結果が異なる場合も多くあります。また、判定を行った建物が余震等により被害が進行し、判定時よりも危険な状況になることもあります。

物応急危険度判定に関するQ&A

判定はだれが行いますか？

、市町村の要請により、講習を受講し、県知事の認定を受けた建築職員が実施します。
に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度簡章、ヘルメットを着用しています。

が貼られたらどうしたらよいですか？

的に相当の被害がある、または周囲の状況により非常に危険ですのいになると危険です。黄紙の場合、建物への立入はステッカーの注記てください。緑紙の場合、被害が軽微で使用可能と思われませんが、部修理するなど注意して使用ください。不明な点についてはステッカー局へご相談ください。

応急危険度判定に強制力はありますか？

険度判定に強制力はありませんが、住民の皆さんの安全確保を図る力をお願いします。

後に行われる判定制度の概要

のための調査

「調査による被災者
税の減免等を、被災
によって必要とされる
市町村長が証明する

被災度区分判定制度

大地震により被災した建築物を引き
続き使用するため（恒久・継続使用）に
どのような補修・補強をしたら良いか建
築の専門家が詳細な調査を行い、復旧の
方法を判定するものです。

15. その他の体制整備

県は、被災建築物の応急危険度判定を円滑に行うため、以下のマニュアル等を定める。

- (1) 支援本部業務マニュアル
- (2) 判定士業務マニュアル
- (3) 判定コーディネーター業務マニュアル
- (4) チーム編成マニュアル
- (5) 熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項
- (6) 熊本県被災建築物応急危険度判定士の認定等に関する事務処理要領